

更埴教育会館維持管理等諸規定

更埴教育会館維持管理会規定

第1章 総 則

- 第1条 この会は更埴教育会館維持管理会という。
- 第2条 この会の事務所は長野県千曲市屋代2126-1番地更埴教育会館内におく。

第2章 目 的

- 第3条 この会は更埴教育会館及び財産の維持管理を行うことを以て目的とする。

第3章 会 計

- 第4条 この会館の維持管理に要する費用は、更埴教育会・更埴校長教頭組合・長野県教職員組合更埴支部の三団体の負担金その他を以てあてる。三団体の負担金比率は、次のように定める。
- 更埴教育会対更埴校長教頭組合及び長野県教職員組合更埴支部の比率を11:9とし、更埴校長教頭組合対長野県教職員組合更埴支部の比率は3:17とする。
- ただし、基本財産にかかること及び環境整備等において特別な経費を要する場合の比率は三団体の協議により定める。
- 第5条 この会の毎年度の収支予算は、理事長が年度開始以前に理事会の決議を得てこれを定め、その決算は理事長が年度終了後、監事の意見を付して理事会の承認を受けるものとする。
- 第6条 この会計年度は、毎年4月1日よりはじまり3月31日に終わる。

第4章 役員及び職員

- 第7条 この会に次の役職員をおく。

1 理事長	1名	4 理 事	若干名
2 副理事長	2名	5 監 事	3名
3 常任理事	6名	6 幹 事	1名

- 第8条 役職員は次の方によって選任する。

- 1 理事長、副理事長は、常任理事会で互選する。
- 2 常任理事は、更埴教育会役員から3名、更埴校長教頭組合役員から1名、長野県教職員組合更埴支部から2名、及び前記3団体長とによって構成し、それぞれの団体の役員会にて選出する。
- 3 理事は、埴科郡坂城町及び千曲市の各学校より1名ずつ選出する。
- 4 監事は、理事会が選任する。但し監事が他の役職を兼ねることはできない。
- 5 幹事は、理事長が委嘱する。

- 第9条 理事長はこの会を代表し、その事務を統括し会議の議長となる。
副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代理する。

- 常任理事は、この会の業務を処理する。
理事長は、理事会を組織して、所定の業務を行う。
監事は、会計処理を監査する。
幹事は、理事長の命ずる職務を執行する。
- 第 10 条 役員の任期は 1 か年とする。但し重任をさまたげない。
補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 会 議

- 第 11 条 常任理事会及び理事会は、理事長が招集する。
- 第 12 条 理事会は理事総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ開会することができない。
理事会の議事は出席理事の過半数の同意できめる。可否同数のときは、議長の
決めるところによる。
- 第 13 条 理事会に出席できない理事は、書面で出席理事に委任し表決することができる。
- 第 14 条 理事会に付議すべき事項は、次の通りである。
- 1 監事の選任
 - 2 予算の決定、決算の承認
 - 3 維持管理会規定の決定
 - 4 その他の必要事項
- 第 15 条 会議には議事録を作成し、次の事項を記載し、議長及び出席者代表 2 名が署
名捺印の上これを保存する。
- 1 開会の日時・場所及び付議事項
 - 2 出席者数
 - 3 議事の大要

第 6 章 付 則

- 第 16 条 この規定は、昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。
(平成 16 年 2 月 27 日修正、平成 17 年 2 月 25 日修正、
平成 19 年 4 月 19 日修正、平成 27 年 2 月 20 日修正)

更埴教育会館使用規定

第 1 章 総 则

- 第 1 条 本館は、更埴教育会、更埴校長教頭組合、長野県教職員組合更埴支部（以下三
団体という）及び校長会、教頭会、更埴視聴覚教育協会等、教育関係諸団体の目的、
事業を遂行するための諸会合、行事に使用する。
- 第 2 条 第 1 条の上記以外の使用の場合は、別に貸与規定を定める。

第2章 管理ならびに使用

- 第3条 本館使用範囲は、以下の通りである。
- | | | | |
|--------|---------|---------|--------|
| 1 応接室 | 3 第1会議室 | 5 第3会議室 | 7 小会議室 |
| 2 大会議室 | 4 第2会議室 | 6 第4会議室 | 8 資料室 |
- 第4条 本館使用希望者は、次の各項について、使用申請を書面又は口頭で会館職員あて申し込む。
- | | |
|----------------|--------|
| 1 使用団体名及び責任者氏名 | 3 参加人数 |
| 2 使用日時 | 4 使用場所 |
- 第5条 使用できる日時は、原則として次の通りである。但し理事長の許可がある場合は、この限りではない。
- | |
|---------------------|
| 1 会館職員の勤務する日 |
| 2 原則として午前9時より午後6時まで |
- 第6条 使用者は次の各項を厳守する。
- | |
|--------------------------------|
| 1 使用前、会館職員に連絡する。 |
| 2 会場づくり、後片付けは使用者において行う。 |
| 3 使用後は、責任者がその旨を届け、会館職員の検分をうける。 |
| 4 火気の取り締まりを厳正にする。 |
| 5 原則お茶は出さない。自販機を利用する。 |
| 6 お茶利用の場合、使用者が準備後片付けの一切を行う。 |
| 7 節電に心がける。 |
| 8 会館内は禁煙とする。 |

第3章 付 則

- 第7条 この規定の改廃は、更埴教育会館維持管理理事会の議決によって行う。
- 第8条 この規定は、昭和51年4月1日より施行する。
(平成19年4月19日修正、平成26年4月25日修正)

更埴教育会館貸与規定

第1章 総 則

- 第1条 更埴教育会、更埴校長教頭組合、長野県教職員組合更埴支部及び校長会、教頭会、更埴視聴覚教育協会等、教育関係諸団体の目的、事業に関係があると認められる機関ならびに団体等に対して本会館の施設設備を貸与することができる。

第2章 管理ならびに貸与

- 第2条 借用希望者は、次の各項を備えた使用許可願を更埴教育会館維持管理会理事長に提出する。

- | | | |
|----------------|--------|--------|
| 1 使用団体名及び責任者氏名 | 3 使用目的 | 5 使用場所 |
| 2 使用日時 | 4 参加人数 | |
- 第3条** 使用者は、次の義務を有する。
- 1 使用者は、会館管理について、本館管理使用規定その他を守る。
 - 2 修理営繕その他の必要が生じた場合は、責任を持って補償する。
- 第4条** 次の事項に該当すると認められたときは、貸与を許可しない。
- 1 会館管理上その他支障がある。
 - 2 使用目的が政党や宗教などの活動である。
 - 3 公益を害し、風紀を乱す。
- 第5条** 貸与できる日時は、原則として次の通りとする。
- 1 会館職員の勤務する日
 - 2 午前9時より午後6時まで
- 第6条** 貸与の使用料は、以下のように定める。
- 1 使用料

料金区分 施設	使　用　料	
	1日（午前9時より午後6時まで）	半日（午前9時より午後1時まで） 午後1時より午後6時まで
大会議室	4,000円	2,000円
その他	3,000円	1,500円

- 2 暖房料は理事長が時価を考慮して定める。
 - 3 電話料金は、別に即納する。
- 第7条** 使用者は、次の各項を厳守するものとする。
- 1 使用前、会館職員に連絡する。
 - 2 会場づくり、後片付け、清掃、茶菓等の準備は、使用者が行う。
 - 3 使用後は、責任者がその旨を届け、会館職員の検分を受ける。
 - 4 飲酒する場合は、理事長の許可を得る。
 - 5 火気の取り締まりを厳正にする。
 - 6 危険物を持ち込まない。
 - 7 会館職員に用務を依頼しない。
 - 8 会館内は禁煙とする。

第3章 付 則

- 第8条** この規定の改廃は、更埴教育会館維持管理会理事会の議決によって行う。
- 第9条** この規定は、昭和51年4月1日より施行する。
- (平成19年4月19日修正、平成26年4月25日修正)